

令和元年12月18日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 藤岡一弘	2番 伊藤芳則	3番 片岡幸治
4番 弓掛元	5番 藤井憲一郎	6番 黒木靖治
7番 横光春市	8番 新田真一	9番 山村恵美子
10番 穴戸稔	11番 保実治	12番 新家良和
13番 小田伸次	14番 岡田美津子	15番 鈴木深由希
16番 桑田典章	17番 澤井信秀	18番 池田徹
19番 大森俊和	20番 竹原孝剛	21番 齊木亨
22番 杉原利明	23番 亀井源吉	24番 助木達夫

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡誠志	副市長 堂本昌二
副市長 柴田亮	危機管理監 川村道典
総務企画部長 中村好宏	財務部長 日野宗昭
地域振興部長 中原みどり	市民部長 上谷一巳
福祉保健部長 牧原英敏	子育て・女性支援部長 松長真由美
市民病院部 事務部長 池本敏範	産業環境部長 併農業委員会事務局長 中廣晋
建設部長 坂井泰司	水道局長 明賀浩富
教育長 松村智由	教育次長 長田瑞昭
君田支所長 小田邦子	布野支所長 中宗久之
作木支所長 矢野美由紀	吉舎支所長 甲斐和彦
三良坂支所長 古野英文	三和支所長 曲田憲司
甲奴支所長 秋山和宏	選挙管理委員会 事務局長 東山裕徳
監査事務局長 新田泉	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗克文	次長 才田申士
議事係長 坂田保彦	政務調査係長 石田和也
政務調査主任 清水大志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		議会改革推進特別委員長報告
第 2		(総務常任委員長報告11件)
	議案第109号	三次市行政組織条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第110号	三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第111号	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第112号	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第113号	三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第114号	三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第115号	三次市営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第116号	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第123号	市の境界の決定に関する意見について (原案可決)
	議案第124号	指定管理者の指定について (原案可決)
	議案第134号	損害賠償の額を定めることについて (原案可決)
第 3		(教育民生常任委員長報告6件)
	議案第117号	三次市税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第118号	三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第119号	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第133号	三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	陳情第1号	妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて (不採択)
	陳情第2号	三次市学校給食調理場再編に関する陳情書 (不採択)

第 4	議案第120号 議案第121号 議案第125号 議案第126号	(産業建設常任委員長報告 4 件) 三次市農林業集会所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市支所設置条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 財産の取得について (原案可決) 財産の無償譲渡について (原案可決)
第 5	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第132号	(予算決算常任委員長報告 6 件) 令和元年度三次市一般会計補正予算 (第 3 号) (案) (原案可決) 令和元年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決) 令和元年度三次市診療所特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案 可決) 令和元年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原 案可決) 令和元年度三次市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可 決) 令和元年度三次市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案 可決)
第 6	議案第135号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて (同 意)
第 7	発議第 8 号	日米地位協定の抜本的改定を求める意見書 (案) (原案可決)
第 8	…………… 請願第 2 号	(閉会中継続審査申出事件 1 件) …………… …………… 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書 (教育民生常任委員会)

令和元年12月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和元年12月18日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		議会改革推進特別委員長報告……………254
第 2		（総務常任委員長報告11件）
	議 109	三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）……………256
	議 110	三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）……………256
	議 111	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）……………256
	議 112	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）……………256
	議 113	三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）……………256
	議 114	三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）……………256
	議 115	三次市営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）……………256
	議 116	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………256
	議 123	市の境界の決定に関する意見について……………257
	議 124	指定管理者の指定について……………257
議 134	損害賠償の額を定めることについて……………257	
第 3		（教育民生常任委員長報告6件）
	議 117	三次市税条例の一部を改正する条例（案）……………260
	議 118	三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）……………260
	議 119	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………260
	議 133	三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）……………260
	陳 1	妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて……………260
陳 2	三次市学校給食調理場再編に関する陳情書……………260	
第 4	議 120	（産業建設常任委員長報告4件） 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………268

	議 121	三次市支所設置条例等の一部を改正する条例（案）……………268
	議 125	財産の取得について……………268
	議 126	財産の無償譲渡について……………268
第 5		（予算決算常任委員長報告 6 件）
	議 127	令和元年度三次市一般会計補正予算（第 3 号）（案）……………269
	議 128	令和元年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） （案）……………269
	議 129	令和元年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案）……………269
	議 130	令和元年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）……………269
	議 131	令和元年度三次市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）……………269
	議 132	令和元年度三次市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）……………269
第 6	議 135	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて……………270
第 7	発 8	日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）……………270
第 8		（閉会中継続審査申出事件 1 件）
	……………	……………
		（教育民生常任委員会）
	請 2	暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書……………274


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は12月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は24人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、桑田議員及び鈴木議員を指名いたします。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申し出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

昨日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から、東京2020オリンピックに係る三次市の聖火リレーコースの概要及びランナーが公表されましたので、御報告をさせていただきます。

マスコミ等でも報道されておりますけれども、リレーコースにつきましては、1964年東京大会で最終聖火ランナーを務められました坂井義則様の御功績をたどるとともに、本市の新たな集客施設である三次もののけミュージアムや、三次本通り、巴橋、三次駅など、三次市らしい景観の中でランナーが駆け抜ける様子を国内外に発信できるものと考えております。また、ルート沿いには小・中学校等がございまして、多くの児童生徒が沿道から声援を送ることができるため、子どもたちを中心とした市民の皆様が聖火リレーを通じて夢や希望をもたらすことができるものと期待しているところでございます。

ランナーにつきましては、100歳でマスターズ陸上日本記録を樹立された富久正二さん、東京2020パラリンピックへの出場が期待される川本翔大さんが選出されました。お二人に共通するのは、年齢や障害といった壁を乗り越えて挑戦し続ける姿であると思います。お二人の活躍は、多くの市民の皆様、また全世界の人々に勇気を与え、あきらめない心と呼び覚ましてくれるものです。子供から高齢者まで、スポーツを通して元気なまちづくりを進める本市に当たって、まさにそれを体現されている方々をランナーに決定させていただきました。

本市での聖火リレーの実施がすばらしいものであったと次世代へ語り継がれるものとなるよう、また、この機会を捉えて国内外へ三次市を発信できるよう、関係団体等の皆様の御協力をいただきながら、市を挙げて全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

去る12月6日に開会いたしました本定例会におきましては、13日間にわたりまして、執行部

から提出いたしました一般会計ほか5会計の令和元年度補正予算などの議案につきまして慎重審議いただきましたことに対し、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日も、この後、人事案件に係る議案を提案させていただくことにいたしておりますので、引き続き御審議いただきますようお願い申し上げまして、私からの行政報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議会改革推進特別委員長報告

○議長（小田伸次君） 日程第1、議会改革推進特別委員長報告を議題といたします。

議会改革推進特別委員長の報告を求めます。

（議会改革推進特別委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 宍戸議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（宍戸 稔君） 皆さん、おはようございます。議会改革推進特別委員長報告を行います。

議会改革推進特別委員会は、議長の諮問により、平成28年6月定例会において8人の委員をもって設置されました。二元代表制の一翼を担う存在として、市民に信頼され、市民の負託に応え得る議会の確立に向け、議会基本条例の検証後の課題や新たな項目の検討もあわせ、さらなる議会改革を推進するため、これまで38回の委員会を開催し、2回の中間報告を行ってまいりました。

議会改革の取組では、平成27年度に課題となっていた議会基本条例の検証において、各条文の達成度の評価が低い項目の中から取り組み、自由討議と議会図書室の充実、予算決算常任委員会のあり方などについて協議・検討を行いました。

自由討議については、テーマや論点などを整理する必要があるため、要領の作成に取り組み、三次市議会自由討議実施要領を作成し、議員相互間の自由な討議を重んじながら、議員間の理解を深め、議論の経過を市民に説明できることと、あわせて、議員が議論を交わすことで資質を高め、委員会や議会の活性化につなげることを目的に、積極的に実施していくべきものとしたしました。

議会図書室の充実については、三次市立図書館の協力を得て、議会図書室に1カ月50冊程度貸出しをいただき、議員の必要とする資料を検索・提供・回答するレファレンス機能も持った規則を定め、平成29年4月から利用を開始しました。

予算決算常任委員会のあり方については、予算決算審査資料の充実を図るため、これまで口頭説明で行われていた事業目的・内容、事業費の積算根拠、財源の内訳などを明文化し、説明資料として提供されることで、審査機能の充実・強化が図られるものとしたしました。

次に、議員定数の見直しでは、適正な議員定数について、議会基本条例の議会のあるべき姿や使命・活動原則に基づき、常任委員会の活性化、人口規模や人口推計、面積や産業構造、近隣自治体や全国の類似団体の状況、財政規模、合併後の状況などについて審査しました。

審査の過程で出された主な意見として、議会活動を活発にするためには、議員の資質を高め、市民の声を議会に反映させる必要がある、また、総務、教育民生、産業建設の3つの常任委員会が審査の充実や活性化を図り、委員会を機能させるためには、現在の定数を維持するほうが良いという意見がありました。一方、本市の人口や財政規模、類似団体の議員定数削減の状況を考えると、委員会が機能する最低限必要な人数まで削減しても良いとの意見もあり、審査の結果、現状維持の24人とする意見と22人に削減する意見の2案に分かれ、ともにもっともな理由があり、最終的に1つの意見を総意とする結論には至りませんでした。

次に、議員報酬については、議員報酬だけを捉えて考えると難しく、議員定数と議論するのがいいのではないかと、議員報酬などは報酬審議会へ市長からの提案が必要である、報酬を見直す根拠を示さないと提案に至らない、先進自治体が行っている原価方式を調査研究してはどうかなどの意見はありましたが、結論には至らず、今後の課題とすることとしました。

また、今年度の取組として、議会活性化と機能強化の面から通年議会について取り組みました。通年議会については、これまでの議会改革推進特別委員会でも議論され、平成26年には三次市議会では通年議会は当面見送るとの判断をされましたが、改めて通年議会の議論することとして、愛知県豊明市での行政視察では、メリットとして、議長の権限で会期中は会議を開くことができる、常任委員会の開催が柔軟に対応でき、迅速な審査を行うことで議会の政策立案、監視機能強化が図られ、また、専決処分も少なくなるなどがありました。デメリットとしては、緊急議会の予定が立たないため、日程調整等が困難となることがある。このたびの視察から、通年議会は運用の仕方での権限や機能強化を図ることができるが、通年議会という仕組みだけを取り入れるだけでは現状の三次市議会と変わらないため、三次市議会では、議員間の議論を深めて、通年議会の運用が可能かどうかを協議していくことが必要であると感じました。

その後、委員会で具体的な通年議会の検討項目を協議し、三次市議会では通年議会を導入する場合の想定として、条例で定例会を1回と改正するパターンを選択することや専決処分、一事不再議など19項目について、委員会での検討結果を踏まえて、通年議会の議論を拡大することなどについて議長へ報告を行いました。議長は、今回は今年度が最終年度で、通年議会を調査研究することはこれからも必要で、導入については時期的なこともあるので、改選後の議会へ検討項目として引き継ぐことを判断され、12月6日に開催した全員協議会において、自由討議により通年議会について議論し、議員活動を自由に質の高いものとするためにも通年議会は必要である、執行部の意見も尊重しなければならないし、市民の理解も必要である、執行部には通年議会を前向きに考えてメリットについて研究してもらいたいなど、通年議会を推進する意見が出されました。12月16日に、正副議長と議会運営委員長とともに市長へ通年議会の取組について説明し、執行部においても通年議会に関する調査研究に取り組まれることを申し入れたところであります。

最後に、議会基本条例の第20条に「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、一般選挙を経た任期中に検証を行い、必要があると認めるときは、この条

例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とあり、本委員会で改正の必要性について協議した結果、17条の議会事務局体制の整備の条文の一部を変更することを検討いたしました。解説を変更することで対応可能ということになり、このたびは改正しないこととしました。

以上が、この4年間で議会改革推進特別委員会において議論し、審査した主な項目で、その他の項目として、政策評価・立案及び委員会の活性化や記者会見の実施などを審議いたしました。議会改革の取組は日々進化し、終わることなく続けていかなければならないものであります。

今後は、議会運営委員会での議会改革が推進されるよう期待し、議会改革推進特別委員長としての最終報告といたします。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議会改革推進特別委員長報告を採決いたします。

本件について、委員長の報告を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 総務常任委員長報告11件

議案第109号 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）

議案第110号 三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第111号 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第112号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第113号 三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第114号 三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第115号 三次市営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）

議案第116号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第123号 市の境界の決定に関する意見について

議案第124号 指定管理者の指定について

議案第134号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（小田伸次君） 日程第2、議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）外10議案を一括議題といたします。

議案11件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 杉原総務常任委員長。

〔総務常任委員長 杉原利明君 登壇〕

○総務常任委員長（杉原利明君） 今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案11件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月12日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）外10議案について、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）については、子育て・女性支援部から子育て支援部に変更されることで、子育てと女性活躍支援に関することが複数の部の所管となることから、特に女性活躍支援に関することについては施策が後退することがないよう、これまで以上に各部署の連携を図って事務事業を進められたい。

議案第113号三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）については、教職調整額を廃止することで、時間外勤務手当の取扱いに関して学校現場で混乱が生じないように、教育委員会や学校と協議調整を図って進められたい。

議案第115号三次市営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）については、指定管理による管理及び業務が可能となるが、現状で整理すべき課題を解決して、指定管理者への移行を検討されたい。

議案第134号損害賠償の額を定めることについては、公用車による事故は、これまでも発生するたびに再発防止を図られているが、大きな効果を得られず、事故は発生している状況であり、いま一度原点に戻って事故防止対策の取組を着実に実行されたい。また、議案の提案を失念していたことについては極めて遺憾であり、法令遵守を推進する立場である職員は常に緊張感と責任感を持って職務に専念され、特に管理・監督する立場にある者はこのことを重く受けとめ、二度とこのような事案が発生しないよう再発防止を図られたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 私は、議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)についてお尋ねをしたいと思います。

まず第1点は、財務部を廃止し、総務部へ吸収するということになっていますが、地方自治法では、執行者は組織・機構を定めて事務を行わなくてはならないというふうになっておりますが、その中で、特に管理・執行する場合、法令に適合し、かつ適正に行わなくてはならないとしています。その中で、特に特別に記してあるのは、財務に関することを行いなさい、2では、その他事務に関することと明記しています。今回、財務部を明記しないというか、廃止をしたということになります。この義務づけの対象をあえてなくしていったのはなぜかということについて議論があって、執行部からはこの件についてどういうふうな見解があったのかお尋ねをしたいと思います。

あわせて、子育て支援部が一部一課というふうになっていますが、一部一課の問題が引き起こすこととして、組織上、人事制度上の問題として、過去も提起をしてありますし、一部一課の弊害というのは今までもあったと思います。そのことについて議論と執行部の見解はどうあったのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

(総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原総務常任委員長。

○総務常任委員長(杉原利明君) 竹原議員から2点の質問ですけれども、まず、財務部を総務部の中に財政課として組み込むという組織機構改革案ですけれども、委員からの質疑もありまして、現状、御承知のとおり、総務企画部というものが存在しております。その総務企画部を、来年以降、総務部と経営企画部という形で2つに分けていくと。経営企画部、現在、総務企画部の中で、三次市の政策の立案であったり、企画を調整したりしていく部分、いわゆる打ち出していく、三次市から外部へアウトプットしていく部分を、来年、経営企画部というものへ分離をしたいと。外的な構想を要するものですね。総務部として集中させるところへ、これまでの人事権であったり給与面であったりという人という部分と、あわせて財政、人と金という内面的なものをこの1つの部署に集約することによって、先ほど言った経営企画部が打ち出し、アウトプットしていくものを内面的に下からしっかり行政組織として支えていきたいので、総務部のほうに人と金を1つにして、企画部と話し合いを別組織として持ちながら、下支えしていきたいというような説明があったというふうに認識をしております。

女性支援部の一部一課ですけれども、一部一課ということに対する弊害の質問はありませんでしたけれども、この女性活躍支援部の活躍支援を別の部署に持っていくという、地域振興部に持っていくというところに対しての質疑は出まして、執行部といたしまして、女性活躍というところはもちろん引き続き支援していくけれども、女性というものに特化したものではなくて、高齢者、老人であったり障害者といった三次市で暮らすさまざまな人の活躍の全てを、共生社会というところで全てのそういう、女性だけということじゃなくて、特化じゃなくて、全

ての人たちが活躍できるようにやっていきたいというのが1つと、それから、地域振興部の定住対策のところ置くというのは、とりわけ今後、若い女性にIターン・Uターン等で帰ってきていただいて、三次の活性化にもつなげていきたいということで、その共生社会の中へ女性活躍、ひいては定住対策課のところへ女性の活躍とか共生社会というところを持っていきたいというところの発言がありました。

よって、子育てとか保育に特化させた形で女性支援部に関してはしっかりと取組を行ってきたいという執行部からの説明であったというふうに思っております。先ほど申しましたけど、確かに一部一課と申しますと、部長の存在とか意義とかが出てこようかと思えますけれども、そういった質問はございませんでした。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 財政の問題になるんですが、答弁もそこまで言っていなかったのかもしれませんが、総務省があえて地方自治法の中で対象事務として分けて、財務に関する事務、その他総務省令で定める事務として定めた中に、特に財務に関する事務ということでしています。特にこの問題は、財政そのものは影響度が大きく、発生頻度も高い地方公共団体の事務の中でも、多くは予算に基づくものであるということを明記して、かつ網羅的に全体的にこの財務部でやっていかななくてはならないというふうにしており、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券、出納保管、財務管理等の事務全てを包括するものであるというふうに明記して、財務部を明確に、うちの行政組織条例の中でも財務の事務分掌が明らかになっていますが、そういうことをやっぱり明らかにして、市民にもわかりやすくしていかなくてはならないというふうに思っていますが、その総務省令に反して、この法令に反してまでこれをつくることの意義というのは、執行部からどういうふうな説明があったんでしょうか。

(総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原総務常任委員長。

○総務常任委員長(杉原利明君) 竹原議員からの指摘ですけれども、国からの発信文書は存在するものとして承知しますけれども、本総務常任委員会開催中にその総務省令等を持ち出しての質疑もございませんでしたので、執行部からの答弁も、そういった内容に関しては至っておりません。

先ほどちょっと答弁漏れというか、もう一つ説明があったのは、部長数を維持しているということで、財務部長という座を1つ置きますと、部長も1人増えるということで、給与面に関しましても現状の部数でやっていきたいという旨の発言もあったというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) これをもって質疑を終わります。

討論願います。

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号外10議案を一括採決いたします。

議案11件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第109号外10議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号外10議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 教育民生常任委員長報告6件

議案第117号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第118号 三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第119号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第133号 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

陳情第1号 妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて

陳情第2号 三次市学校給食調理場再編に関する陳情書

○議長（小田伸次君） 日程第3、議案第117号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外3議案及び陳情2件を議題といたします。

議案4件及び陳情2件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 桑田典章君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 桑田教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 桑田典章君 登壇〕

○教育民生常任委員長（桑田典章君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案4件及び陳情2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月12日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第117号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外3議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

また、陳情第1号妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて外1件については、審査の結果、いずれも賛成多数をもって採択してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

陳情第2号三次市学校給食調理場再編に関する陳情書については、次のような意見がありました。

1、陳情事項の公募式の検討委員会については、三次市学校給食調理場整備計画策定委員会で、可能であるならば、委員会の定員である15名以内まで新たに保護者等から数名程度入れることを早急に検討されたい。

2、本年9月定例会の予算決算常任委員長報告において「策定委員会には現場の声等、さまざまな意見が反映されるよう、委員の人選等も含め、体制整備等を図られたい」と述べており、さまざまな意見が反映されるよう、給食調理場の整備について策定委員会で意見を十分聴取する場を設け、出された意見をもとに、多面的に給食調理場整備について検討するよう取り組まれたい。

3、陳情事項の、保護者説明会を受け、どのような検討をしたのか保護者に返してもらいたいということについては、策定委員会での協議内容が市民に知らされるのは概要のみで、詳細がわからない。会議録を公開し、透明性を確保するよう取り組まれたい。また、保護者に対してしっかりと説明責任を果たし、細かい配慮を持った対応に取り組まれたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

まず最初に、陳情第1号妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて討論を願います。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

○7番（横光春市君） 妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて、陳情第1号に反対の立場で討論します。

国においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律が平成30年12月14日に公布され、今年12月1日に施行されることにより、広島県保険医協会から陳情されたところであり、陳情の1点目「疾患や受診科目の制限がない『妊産婦医療費助成制度』を創設してください」という陳情項目については、妊産婦の皆さんが医療機関に受診された状況を考えると願意は理解できるところではありますが、2点目の「所得制限や窓口一部負担金を導入しないでください」という項目もあります。

国において、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律が施行され、法律上の措置等で、政府

は成育医療等の提供に関する施策を実施するため、必要な法制上または財政上の措置、その他の措置を講じなければならないとしているが、具体的にどのような施策を講じるということは決まっていない状況であり、財政上の措置も示されていない状況であります。11月26日の議会全員協議会で示された三次市財政計画の基金繰入額を見てみると、財政調整基金、過疎地域自立促進基金、地域振興基金、その他の基金、いずれの基金からも、基金を取り崩して予算編成される計画とされています。令和2年度が10億6,900万円、3年度が11億2,400万円、4年度が11億8,800万円の基金の取り崩しの計画とされています。経常収支比率を見てみますと、今年度が97.6%、2年度が98.3%、3年度が99%、4年度が99.1%と、経常収支比率は年を重ねるごとに上昇傾向にあり、財政的に余裕のない数値を示しています。基金を取り崩さなければ予算編成ができない財政計画が示されている中で、三次市単独の施策により妊産婦医療費助成制度を創設することは、財政的にも負担が大きくなるとともに、3年間本制度を継続すれば、経常収支比率の数値を上昇させ、三次市財政を一層硬直化させることが予想されます。

また、2点目では、所得制限や窓口一部負担金を導入しないでくださいという陳情であります。行政は、福祉施策を実施するに当たって、現在の福祉施策の制度を見ておわかりのように、一定程度の収入、所得のある人には応分の負担をしていただくことが必要と考えております。現在、三次市が実施している妊産婦の皆さんへの助成制度は、一般不妊検査治療費助成事業、不育治療費助成事業、特定不妊治療費助成事業、妊婦一般健康審査券14回、妊婦検査券1回、クラミジア検査券1回、子宮がん検査券1回、妊婦歯科健診券1回、産婦健診券2回、出産育児一時金42万円、10件の助成制度があります。これらの助成制度で十分であるか、十分でないかは、それぞれの思いの中にあると思います。

将来的に少子化対策、子育て対策として妊産婦医療費助成制度を創設することは必要とは考えますが、国が施策として示し、地方公共団体への財政的な裏づけを示していない状況にあっては、先ほど申し上げました理由により、陳情第1号に反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長（小田伸次君） 次に、賛成の討論を許します。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 山村議員。

○9番（山村恵美子君） 妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて賛成の立場で討論いたします。

平成30年12月8日に成立いたしました成育基本法では、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に掲げられ、次代を担う子供を産み育てることができる環境が整備されるよう推進することを基本理念に、国は施策を総合的に策定するということになっております。

しかし、現在の状況を見ますと、今、反対討論にございましたが、三次市におきましては10件の妊産婦に対する補助事業がございませけれども、実際、晩婚化が進む傾向にある昨今、高齢年齢妊娠や合併症を有する妊婦など、保険診療を必要とする妊産婦が増えております。少子高

齢化が急速に進む我が市におきまして出産してくださる方々を社会全体が支援する明確な意思表示としてのその施策として、妊産婦医療費助成制度を定着させていただきたいと思っております。

現在では、子育て支援に関しまして、乳幼児医療費助成制度を国のほうでも行っております以上に、近年、私どもの三次市におきましては、中学生、高校生にも拡大し、子供医療費制度の充実を図っているところでございます。さらに、やはり産み育てる環境の中で、妊産婦に対するまだまだますますの援助が必要と思っております。妊産婦が費用の心配をすることなく医療や検診が受けられる少子化対策には、地方自治体がなすべきことはまだまだ山積しております。その一つ一つを支援策として打ち出していく。これは本市において非常に重要なことと思ひ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小田伸次君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって陳情第1号についての討論を終わります。

次に、陳情第2号三次市学校給食調理場再編に関する陳情書について討論願います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まず最初に、反対討論を許します。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

○7番（横光春市君） 三次市学校給食調理場再編に関する陳情に対しまして反対の立場で討論します。

教育委員会が保護者説明会やアンケートで出した意見や要望について、どのような検討を行ったか、また、何を再編計画案に反映させ、何を反映させなかったかを保護者に回答してくださいという陳情内容については、教育委員会においては、三次市PTA連合会への報告等はされているものの、各学校のPTAにまで報告事項が伝わっていない状況がうかがえます。教育委員会の対応のありようについては、再編計画の進め方は、策定委員会会議の非公開や、会議録を公開しないで会議の要旨のみ公開では、会議の内容は雰囲気、教育委員会の説明事項がわかりにくく、不適切であると言わざるを得ません。

現在、旧市内の中学校へ給食が配食されていない状況であり、行政として、学校給食調理場を建設し、給食を全生徒に配食することは喫緊の課題でもあります。学校給食調理場再編計画を策定している現状において、関係者の皆さんからいろいろな意見はあるものの、全体としてPTAの皆さんが、三次市学校給食調理場再編に関し、関心度がどれだけあるのでありましようか。議論を重ねるよりも、早く学校給食調理場を建設して、一日も早く給食を提供してほしいという声なき声もあるのではないのでしょうか。

陳情事項に「保護者・生産者・栄養士・調理員・教職員などの給食に直接関わる当事者と、行政、および給食に関する専門家による公募式の検討委員会で、学校給食調理場再編計画を策定するようにしてください。」とあります。三次市学校給食調理場整備計画策定委員会委員名簿を確認してみると、給食に関する専門家として、広島県から紹介いただいた比治山大学健康

栄養学部管理栄養学科の准教授の方、保育所保護者代表2人、市PTA連合会代表2人、JA三次1人、生産者2人、学校関係から校長2人、調理場関係から栄養士1人、調理員1人、それぞれ教育委員会からお願いしたのではなく、各団体から推薦いただいた方12人の委員から構成されています。陳情事項に「保護者・生産者・栄養士・調理員・教職員などの給食に直接関わる当事者」とありますが、本策定委員会委員名簿に含まれているところであります。

また、陳情事項に「公募式の検討委員会で」とあり、最初から検討いただきたいという陳情者の陳情・意見も聞かせていただきました。公募という手順を踏んでいたら、一日も早い給食の提供を待ち望んでいる生徒や保護者のことを考えると、委員を公募する期間を要し、給食調理場建設は一層おくれることが予想され、公募は難しいと考えております。

あわせて、小学校や中学校を建設して45年以上経過した校舎が5校もあり、間もなく耐用年数が参ります。今後、学校の改築を考えると、給食調理場の建設は喫緊の課題で、早期に方向性を示さなければならないと考えております。

しかしながら、陳情者の意見を聞かせていただきますと、三次市学校給食調理場再編を考える会の意見を聞いていただきたいという思いも聞かせていただきました。意見を聞くという方法はあると思いますが、いずれにしても、一日も早い給食の提供を待ち望んでいる生徒や保護者のことを考えると、行政として、将来の児童生徒の推移や小学校、中学校の耐用年数と今後の方向、三次市財政の状況を鑑みて、給食調理場の方向性を一日も早く決定されることを望み、反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長（小田伸次君） 次に、賛成の討論を許します。

（8番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新田議員。

○8番（新田真一君） 三次市学校給食調理場再編に関する陳情書に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

この陳情書を上げられているのは、毎日の給食を食べている子供の保護者の皆さんです。現在、中学校のデリバリーも含めて考えますと、4,000食の給食が毎日提供されている。直接口にする子供たちが4,000人。そして、この給食に強い関心を寄せられる保護者の方が仮にお二人と計算すれば、約1万2,000人。さらに、生産者や教育関係者等も含めれば、2万人近い皆さんが毎日直接この給食にかかわっておられる。まず、そういう視点を持つ必要があるかと思えます。それを大きく再編していこうという計画が平成30年の3月に議会に示されて以降、直接かかわる子供たち、保護者、学校関係者等々に、この間どれだけの情報提供がされたのでしょうか。

経過を振り返ってみたときに、昨年11月に保護者全体説明会、そして、年が明けて、各中学校校区を中心に説明会が開かれたというふうに聞いています。ですが、その11月までの間にも、この問題に関心を持った保護者の皆さんから情報公開が求められたり、教育委員会等への意見の場はあったと聞きます。そういう状況にありながら、十分な情報提供がされないまま説明会が開かれたという部分について、私はもっと行政としてすべきことがあったのではないかと。

さらに、説明会が開かれたと。先ほど、反対意見のほうからは極めて関心が薄いという御意見もございましたけども、1万5,000人、2万人が直接かかわるような問題について、それまでに保護者や関係者の皆さんにどう関心を高めていくかという取組は何がなされたんでしょうか。マスコミ報道も、2回新聞記事があったやに聞きますけども、スマホもそうですけども、全ての保護者の皆さんが毎日新聞を見るところは限りません。そういった現在の状況も十分に考えながら、もっともっと情報提供をする必要があった部分を行政は十分行っていないという部分もしっかり反省すべきだと思います。

そして、その場でも寄せられた、保護者を対象に開かれた説明会で寄せられた意見やアンケート、さまざまな要望もあったと聞きます。ところが、それに対する明確な回答、返答もこの間なされているとは言えないと思います。

そして、本年の9月議会において策定委員会が決議された後、この10月、11月と策定委員会が開かれています。先ほど同僚議員の反対意見にもあったとおり、この策定委員会の持ち方についても、この議会の場でも随分議論のあったところです。公開されない、議事録が残されない、透明性が極めて薄い。その中で、2万人に達するかという直接かかわる皆さんに十分な情報提供がさらにされていない中でのこの陳情書だと思います。公募による策定委員を入れてもらいたいという意見は、保護者等の関心が薄いなら、みずから保護者として、あるいは保護者の関係者として関心も広めていきたい、そういう願いが込められているんだと思います。関心が薄いで片づけてはならないと。2万人がかかわる重大問題として、どう関心を高め、そして皆さんの論議に付していくかという部分に、取組の1つとして公募による委員も十分ありの話だと私は考えます。

さらに、策定委員会がまたこの12月に開かれんとしていますけども、これに向けても、透明性をしっかり担保して、多くの皆さんに関心を持ってこの問題にかかわれるようにする努力も含めてのアンケートや要望についての意見反映、それがどう策定委員会で論議されたのか、反映されたのか、反映されていないかという2点目の陳情趣旨もそこにあるかと思っています。

さらに、一般質問でも申しましたけども、策定委員会の論議の柱立てやその課題とされることが本当に的確かどうかというのを疑問に思います。具体案は1つしかない。7つの意見は、2つの具体案にほぼ近い案を除いては、全て否定的見解。透明性が保たれないこと、そういった中身が資料として出されることに対して、多くの関心を寄せる市民が、一部の者だけで決めることなんだと。政治に対する関心が薄いとか言われていますけども、それをつくり出しているのは市民の意識ですか。こんなふうには議事録もつもらない、公開もしない、そして、2万人がかかわるような重大な問題を、一部の委員だけで、多くの市民に知らされないまま決められていく。そんな行政手順をつくるのが、行政や政治に対する無関心な市民をつくっているのではないですか。大いに問題だと思います。

さらに、多くのPTA直接も、どうせ全体には知らされないで一部の人で決められるんじゃないというあきらめや、どうせという感覚と、また裏返せば、何が決められるかわからん、案は1つしかない、これは反対せないけん、こういった層が増えていくと私は思います。そういう意

見もいただきました。ならば、透明性をしっかり出して、多くの皆さんが関心を寄せ、そして、それに対する材料も十分提供される、それをつくっていくのが行政の役割ではないでしょうか。その意味でも、公募し、アンケートの意見がどう策定委員会に反映されたのか、されていないかを求めるというこの陳情に大いに賛同するものであります。

もちろん、老朽化した給食調理場を一刻も早く安全で衛生的で安心で、そしておいしい給食を提供されなければならないというのは十分に思いますけども、そのために引いていく筋道が今のままで本当にいいんでしょうか。ここは少し踏みとどまってでも、しっかりと関心を広め、保護者や関係者の意見を寄せ、それに透明性を持たせ、そして、2万人が関係せんとするこの重大な問題を多くの関心や論議が積み重ねられた上で決定されていくことを望み、この陳情書に賛成の立場での討論を終わります。

○議長（小田伸次君） 次に、反対の討論はありませんか。

（5番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 藤井議員。

○5番（藤井憲一郎君） 三次市学校給食調理場再編に関する陳情書に対しまして反対の立場で討論させていただきます。

教育委員会のこれまでの説明や周知方法について拙い部分は否めませんが、既存の古い施設の衛生面での問題と十日市、八次、三次、塩町、川地、この5つの中学校のデリバリー給食からの早期完全給食化へ向けて、これまで積み上げてきたものがございます。その点から、陳情書内の陳情事項1にございます「学校給食調理場再編計画を策定するようにしてください」という文言は、もう一度ゼロからの策定をお願いしたいというふうな文言と捉えます。喫緊の課題として、これまで積み重ねたものを逆戻りしてはならないという点から、反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長（小田伸次君） 次に、賛成の討論を許します。

（11番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

○11番（保実 治君） 私は、陳情第2号三次市学校給食調理場再編に関する陳情について賛成の立場で討論に参加させていただきます。

内容、経過等につきましては、この討論の中での述べられましたので、私はできるだけ簡素な討論をさせていただきたいと思います。

学校給食調理場は、何といたっても子供たち、そして生徒たちが対象でございます。行政の効率性や財政面からの議論になりがちですが、当事者を第一に考えていかななくてはなりません。そのためには、子供たち、生徒たちの食育でありますとか、究極は、おいしく安全で安心な給食をめざすべきでございます。

先ほどの委員長報告にもありましたように、三次市学校給食調理場整備計画策定委員会の定員は15名以内という予算の裏づけがあるわけですから、可能であるならば、委員会である15人枠を最大限まで活用し、保護者等から数名程度入れることの検討や、早急に策定委員会と保護

者の意見交換の場を設けるなど、丁寧な対応をもって、多面的に給食調理場整備に取り組まれるべきであります。その取組の中では、冒頭に申しあげました当事者であります子供たち、生徒たちのことを中心に考え、透明性の確保としっかりとした説明責任を果たされることが陳情の大きな趣旨でございます。

よって、陳情第2号三次市学校給食調理場再編に関する陳情書への賛成の立場としての討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（小田伸次君） ほかに反対討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって陳情第2号についての討論を終わります。

続いて、陳情第1号及び第2号を除く議案第117号外3議案について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第117号外3議案及び陳情2件を採決いたします。

初めに、反対討論がありました陳情第1号妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについてを採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田伸次君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについては不採択と決しました。

次に、陳情第2号三次市学校給食調理場再編に関する陳情書を採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第2号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田伸次君） 起立少数であります。

よって、陳情第2号三次市学校給食調理場再編に関する陳情書は不採択と決しました。

次に、ただいまの陳情2件を除く議案第117号から議案第119号及び議案第133号を一括採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第117号外3議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第117号から議案第119号及び議案第133号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 産業建設常任委員長報告4件

議案第120号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例  
(案)

議案第121号 三次市支所設置条例等の一部を改正する条例(案)

議案第125号 財産の取得について

議案第126号 財産の無償譲渡について

○議長（小田伸次君） 日程第4、議案第120号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外3議案を一括議題といたします。

議案4件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 齊木産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 齊木 亨君 登壇]

○産業建設常任委員長（齊木 亨君） 委員長報告をいたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案4件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月12日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

あわせて、議案第125号及び議案第126号について現地調査を実施いたしました。

議案第120号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外3議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第120号外3議案を一括採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第120号外3議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第120号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 予算決算常任委員長報告6件

議案第127号 令和元年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)

議案第128号 令和元年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(案)

議案第129号 令和元年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第130号 令和元年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第131号 令和元年度三次市水道事業会計補正予算(第1号)(案)

議案第132号 令和元年度三次市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)

○議長(小田伸次君) 日程第5、議案第127号令和元年度三次市一般会計補正予算(第3号)
(案)外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 竹原孝剛君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 竹原予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 竹原孝剛君 登壇]

○予算決算常任委員長(竹原孝剛君) おはようございます。予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月16日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第127号令和元年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)外議案5件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第127号令和元年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)、繰越明許補正については、災害復旧を優先する中で、個別に具体的な執行計画を立て、速やかな執行に努めること。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(小田伸次君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われていますので、省略いたします。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第127号外5議案を一括採決いたします。

議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第127号外5議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第127号外5議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第135号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

○議長（小田伸次君） 日程第6、議案第135号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第135号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第135号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の前田剛志氏の任期が令和元年12月20日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は2年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 本案は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第135号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第135号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第8号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）

○議長（小田伸次君） 日程第7、発議第8号日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

[12番 新家良和君 登壇]

○12番(新家良和君) 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、大森俊和議員、亀井源吉議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、鈴木深由希議員、藤井憲一郎議員と私、新家良和でございます。

発議第8号

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書(案)

在日米軍の兵士らによる事件・事故は、旧日米安保条約が発効した1952年から現在までに全国で21万件を超え、日本人の死者は1093人に達している。中でも、沖縄での事件・事故が圧倒的多数を占めていると言われている。

こうした事件・事故の背景には、国内法を無視した米軍用機の低空飛行などを認める航空特例法や、事故の際日本側に立ち入り権のないこと、刑事裁判権における米軍の特権などを定めた日米地位協定がある。

全国知事会は、2018年7月、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択した。これは、2016年に故翁長雄志沖縄県知事が全国知事会に要望して設置された「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」において、2年間にわたって研究、検討された内容を踏まえて出された画期的な提言である。その後、2019年7月時点での全国自治体の意見書採択は7道県と152市町に達している。

日米地位協定によって、米軍関係者の事件・事故の中には刑事責任を問うことができず、住民が危険を訴える訓練をとめることができない。オスプレイが航空法で定められた最低安全高度を違反して訓練している実態をとめられない。また基地内で環境汚染が発覚しても、米軍に立ち入りを拒否される状態である。

にもかかわらず、日米地位協定は、1960年に締結されてから一度も改定されておらず、日本政府は改定交渉を提起したこともない。

米軍が駐留しているドイツやイタリアでは、受け入れ国が基地の管理権を確保し、自国の国内法を米軍に適用している。日米地位協定は余りに不平等と言わざるを得ない。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国は、日米地位協定を抜本的に見直し、基地提供の期間や使用目的など条件の明記、米軍への国内法の原則適用、基地内の事故現場での日本側の立ち入りなどを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年(2019年)12月18日

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まず、反対討論を許します。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

○14番（岡田美津子君） 私は、発議第8号日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）に反対の立場で討論いたします。

国土面積の0.6%しかない沖縄県には、全国の米軍専用施設面積の約70%もの広大な米軍基地があり、アメリカ軍人、軍属による事件や航空機の墜落事故が後を絶ちません。公明党はこれまでも日米地位協定の改定や沖縄の基地負担の軽減などについて日米両政府に改善を求めてきたところです。しかし、沖縄では米軍機の事故が続き、警察が事故現場に入れないなど、日米地位協定のあり方を問う声が強まってまいりました。

このような声を受けて、公明党は、日米地位協定の議論を本格化させるため、2018年2月、党内に日米地位協定検討ワーキングチームを設置して、調査研究を進め、米軍基地への立ち入り権の明記などの提言をまとめ、昨年8月に日本政府に申し入れを行い、今年1月には、直接アメリカに出向き、基地問題など、住民の負担軽減で意見交換をし、日米地位協定の見直しの具体的な提言をアメリカ政府に申し入れいたしました。

このような努力が実り、日米両政府は、今年の7月25日、日米地位協定に基づく米軍機事故に関するガイドライン、指針を改正しております。主な改正の内容は、米軍機事故に際して、現場近くの内周規制線内に地元警察などの立ち入りを迅速化、2つ目に、アメリカ側が有害物質の情報を迅速に提供、3つ目に、残骸の除去は、米軍が地方防衛局を通して土地の所有者と調整、と日米間で改正されました。事故発生時に日本側による迅速な現場への立ち入りや有害物質に関する情報開示が可能となり、米軍施設を有する沖縄県内の首長からも評価の声が寄せられております。

この意見書の文面の中には、「日米地位協定は、1960年に締結されてから一度も改定されておらず、日本政府は改定交渉を提起したこともない」とありますが、これは大きな認識不足ではないでしょうか。

また、この意見書には、日米地位協定を抜本的に全面的に改定するとあります。改正という点では賛同できますが、抜本的となりますと全体感がわからず、どこまで要求するのか明確に

なっていないため、慎重にならざるを得ません。互いの立場を理解し、双方の信頼を醸成していくことが日米安全保障条約の評価にもつながるのではないのでしょうか。

その上で、今後も引き続き日米地位協定は沖縄基地の負担の軽減のための具体的な提案を踏まえて、変えるべきところは変えるという強い思いで日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していくべきと考えます。この意見書の内容は、既に行われていることであり、引き続き交渉していくことともしております。よって、この意見書を国に提出することには反対といたします。

以上をもって反対討論とさせていただきます。

○議長（小田伸次君） 次に、賛成の討論を許します。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 発議第8号日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）に賛成の立場で討論に参加をいたします。

日米地位協定の6条の規則の中において、土地提供義務というのがあります。明記されているのはこの点だけで、日本全土の任意の場所に基地を始めとする諸施設を要求できるということで、今、その土地提供が行われています。しかし、その土地提供義務にとどまらず、さまざまな治外法権的な特権を与えているわけであります。特に、今、反対討論にはありませんでしたが、犯罪者逮捕、訴追刑、刑執行の米側優先問題、損害補償の免責問題、米軍による航空管制優先権の問題、米軍機の自由移動権の問題、日本側の入国管理権放棄の問題、日本の公共サービス優先利用権など、日本に駐留する米軍関係者に付与しているものは不平等きわまりありません。まさに主権国家とも言えなくなっています。他国から言えば、植民地状態だということも言われています。米兵の凶悪事件、大学や民有地にヘリコプターが落ちても、日本の警察は遠巻きでしかおられない。米軍の許可なく捜査権も訴追権もない。地位協定の変更に今まで60年間手をつけず、アメリカへのそんなくだけをしてきて、世界では500ものアメリカの米軍基地がありますが、ドイツ、イタリアを始めとする諸国は、この地位協定の改定を申しているところであります。

1995年の沖縄少女暴行事件の後も、安全保障を口実に米軍のおもてなしは依然と続いているところであります。日本国民の尊厳を傷つけ続けているところであります。この政府の姿勢は、自発的隷従とも言われています。アメリカへ仕え、つき従い、言いなりになることということであります。まさに小国が大国に隷従するの例えどおりということになっています。このことは、先ほど言いましたように、真の民主国家、主権国家とは言えません。よって、早期に日米地位協定を見直し、日本国民の尊厳を取り戻すべく取り組まなければならないということをし上げ、賛成討論といたします。

○議長（小田伸次君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって討論を終わります。

これより発議第8号を採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

発議第8号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小田伸次君） 起立多数であります。

よって、発議第8号日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 閉会中継続審査申出事件1件

（教育民生常任委員会）

陳情第2号 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書

○議長（小田伸次君） 日程第8、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、審査中の請願第2号暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書について、審査終了まで継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

請願第2号については、今後、国が示す計画や他市の取組状況等を見ながら、引き続き調査研究する必要があると判断されたためであります。

お諮りいたします。

請願第2号暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する請願書については、教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年12月三次市議会定例会を閉会いたします。

13日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時28分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月18日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 桑 田 典 章

会議録署名議員 鈴 木 深由希